

令和7年度第2回千葉市水道事業運営協議会議事録

水道局水道総務課

1 日 時

令和7年11月13日（木）午前9時00分～午前10時00分

2 場 所

千葉市役所 本庁舎 5階多目的会議室（2XL）

3 出 席 者

(委員) 杉谷委員、川瀬委員、吉川委員、岡崎委員、青山委員、梶澤委員、松坂委員、
段木委員、野本委員、小湊委員、渡邊委員、石川委員、小播委員、白井委員

(事務局) 山田水道局長、神田水道局次長、布施水道総務課長、塩見水道事業事務所長、
山田水道総務課長補佐、宮本水道事業事務所長補佐、工藤水道総務課主査、
河部水道事業事務所主査、樋口水道事業事務所主査、大矢主任主事、
野田主任主事、山口主任技師、林主事、長谷川主事

4 傍 聽 人

1人

5 議 題

(1) 答申案について

6 配 付 資 料

(1) 資料1 答申案について
(2) 参考資料1 第1回水道事業運営協議会の料金改定に関する主な意見に対する事務
局の回答
(3) 参考資料2 千葉市水道事業の水道料金のあり方について（第1回資料）

7 議事の概要

(1) 答申案について

答申案について説明を行った。

【議題「答申案について」の質疑応答及び意見交換】

<松坂委員>

本答申案については、会長である私と事務局が調整を行い、第1回協議会においての議論や各委員からいただいた意見を反映させたものとなっているので、ご承知おきいただきたい。

<梶澤委員>

前回は視察の公務があり、出席できなかつたので、直接、協議会で意見が述べられなかつたのは非常に遺憾である。

料金体系における従量料金の使用水量 500 m³以上の大口利用者の単価はどのようになつているのか。500 m³以上は全て同一単価ということで良いのか。

<布施水道総務課長>

お見込のとおり。

<梶澤委員>

他の事業体は、従量料金の使用水量 500 m³以上が細分化されているのか。

<布施水道総務課長>

従量料金制については、日本水道協会で策定している水道料金算定要領によると、従量料金は段階的に上昇する設定ではなく、均一とするのが原則となっている。実態として各事業体が段階的な逓増料金制としているのは、過去において、水源に限りがある中で、多くの水の需要が見込まれていて、大量の水需要に一定の制限が必要であったためであり、家庭用水を安くしつつ、業務用水には多くの負担を求めるという考えに基づき設定してきた。現在は、節水意識の高まりや、世帯構成の変化などにより一般家庭における使用水量が少なくなつてきており、業務用においても節水技術の進化などから、大口利用者の水量も減ってきてているため、水量を制限するような料金設定は必要がなくなつてきている。また、大口利用者の料金を高くすると、工場などが他都市に移転するなどの可能性が高まり、結果的に料金収入が減少することが懸念されることから、大口利用者に大きく負担を強いるという考え方は減つてきている。

<梶澤委員>

共産党の県議団の中で、大口利用者の料金を増やして料金改定の値上げ幅を抑えられるのではないかという提言をしており、これについては研究して検討していく課題だと考える。物価高騰で市民の生活が厳しい中、大企業等に負担をお願いするような検討も必要ではないか。

<布施水道総務課長>

従量料金について、現在の県営水道の料金体系は小口径の一般家庭の利用者を安くし、大口径の利用者を高く設定しているが、水を多く使えば料金が高くなる度合いの逓増度が百万人以上の事業体の中で千葉県は福岡市、川崎市、名古屋市につき 4 位であり、他の事業体と比べて

高い水準となっている。また、近年、大口利用者は上水道を予備とし、地下水を汲み上げて水を使用して水道料金を抑制するようなケースも増えてきており、現状よりも大口利用者の負担を増加させることは給水収益の減少を招きかねず、厳しいのではないかと考えている。

<梶澤委員>

答申の附帯意見で物価高騰対策の検討を要望することについては、国が臨時国会で重点交付金を措置するはずなので、これを活用し、市にはしっかりと市民の助けになるような物価高騰対策を実施していただきたい。

<吉川委員>

基本料金について、第1回の協議会資料の中で口径 100mm 以上は細分化されて記載されているが、本答申案の中では口径 100mm 以上は市長が別に定める額となっている。これはどのような違いか。

<布施水道総務課長>

第1回協議会の資料にある料金表は県営水道の審議会において示されたものであり、口径 100mm 以上については県営水道では実績があるが、市営水道においては実績がない。仮に市営水道において口径 100mm 以上の実績があれば、県営水道と同じ料金となる。

<吉川委員>

従量料金について、第1回協議会の資料においては、料金表の欄外に「1か月につき、税抜」と記載されているが、本答申案では「1 m³につき、税抜」と記載されている。これはどのような違いか。

<布施水度総務課長>

第1回協議会の資料にある料金表は県営水道の審議会において示されたものであり、同ページにあるモデルケースを参照するためにこのような記載となっている。条例案を提出するような場合は、本答申案のとおりの記載となる。

<吉川委員>

従量料金について、本答申案の従量料金の料金表にある共用給水装置とは何か

<布施水道総務課長>

昔の長屋において建物の外に給水栓が一つあって、これを複数世帯が共用使用しているようなケースで、特殊な使い方であり、特別な料金設定となっている。

<石川委員>

老人ホームでアルバイトをしているが、十台以上の洗濯機が常に稼働して大量の水を使用しており、水道の料金改定については、そのような場所での負担が増えるということをご理解い

ただきたい。

この度、ガソリン税の暫定税率が廃止となる。ガソリン税については、導入当初は道路の特定財源としてきたものが、16年前に一般財源化し他の用途に使われることとなった。ガソリン税については、ガソリン税に更に消費税を課税するという二重課税が問題視されている。これについては問題が解消されず、税を払ってきた利用者は納得できるものではないと考えている。消費税については、国の消費税が7.8%で地方消費税が2.2%となっており、ガソリン税の二重課税となっている国の消費税分を地方に回してもらうよう要望したい。新内閣では、電気代やガス代に補助金を出して料金を下げるようだが、一方で水道代は上がるということで違和感がある。

<布施水道総務課長>

水道に関して特化して話すと、千葉県の一般会計が黒字でも、一般会計は県営水道の給水区域以外の地域も含めて財源を集めているので、県営水道に対して国基準以上の繰入金を入れるのは難しいと考えている。公営企業は独立採算が原則であり、財源が不足するような場合は、水道事業体自らの判断で財源を確保することはやむを得ないと考えている。

<段木委員>

答申案に関しては、各委員の意見が盛り込まれているため、良いのではないかと考える。

福祉的な減免制度の実績について教えてほしい。また、物価高騰に関して、これまでに救済措置を講じてきたことがあるのか教えてほしい。

<布施水道総務課長>

困窮世帯への減免の実績については、令和6年度の決算において、146万6千円である。

<神田水道局次長>

物価高騰対策については、千葉市で行っている市民生活支援として、学校給食費支援、保育施設の給食費支援、住民税均等割非課税世帯に給付金1世帯3万円などの対策を講じている。また、事業者支援で中小企業のエネルギー価格の高騰対策支援で該当事業に5万円、高齢障害事業所の物価高騰対策支援で施設あたり25万円、などの対策を講じている。その他交通支援として燃料価格の支援、畜産系で飼料への支援などの対策を講じている。

<段木委員>

福祉減免は件数も教えてほしい。

<神田水道局次長>

福祉減免の件数については、令和6年度決算で、全体の件数が1,757件で、そのうち生活扶助世帯が873件、児童扶養世帯485件、特別児童扶養世帯46件、身体障害者世帯272件、知的障害者世帯57件、精神障害者世帯24件、となっている。

<川瀬委員>

答申案の目指すべき方向性の中に、過去に議論されていることを盛り込むべきだと考える。

具体的には、広域連携について引き続き検討していくこと、未普及地域への対応、国への財政支援の要望、の3点を盛り込むべきと考える。

<神田水道局次長>

答申案の中に盛り込むことを検討したい。

<岡崎委員>

答申案の附帯意見については、各委員の意見が盛り込まれていると考える。物価高騰対策は、可視化されている困窮世帯や零細企業に限らず、多くの中間層にも支援が届くようしていただきたい。

<石川委員>

令和7年1月21日からパブリックコメントの募集があるが、答申案との関連性はあるものなのか。

<神田水道局次長>

当該パブリックコメントについては、中長期経営計画の改定に対するものであり、答申案との関連はない。これによりいただいた意見については検討を行い、その対応案については令和8年3月に本協議会を開催し、報告したいと考えている。

<松坂委員>

本日、川瀬委員からいただいた修正意見を答申案へ盛り込んで、第3回の協議会において審議を行うこととする。